

ランク別ロイヤリティの支払い方法

1. BはAに対し、以下の算定方法に基づきロイヤリティの支払いを行う。

(1) 算定方法 : Aのアンバサダーページに掲載があり

個別識別用クーポンナンバーを使用し、購入された製品の金額から算出。

記

Sランク：8%、Aランク：5%、Baseランク：なし

但し、個別識別用のクーポンを使用され購入されたAからのUGC提供がない製品についてはロイヤリティ対象とはならない。

(2) 支払日：半年に一度。但し、ページ開設から1年間は3か月に一度とする。

(3) 支払方法：Aの指定する預金口座へ振り込む(振込手数料はAの負担)

2. Bは前項の使用料を下記の期限までに、現金で支払わなければならない。

記

集計月の20日締め翌月10日までに

集計は半年に一度(12月20日及び6月20日)。但し、ページ開設から1年間は3か月に一度とする。

1. AがBに対し、第1項の根拠となる会計資料の閲覧を求めたとき、Bはすすんでそれに協力するものとする。